

牛飼養農家・出荷団体の皆様へ

## 「出荷・検査方針」が見直されました！

本県では平成23年8月2日以降、牛肉の出荷制限指示が継続しており、県の「出荷・検査方針」に基づき、適切な飼養管理等が確認された牛のみが移動・と畜場への出荷が認められています。

今回、国と協議し「出荷・検査方針」の一部を見直し、出荷手続き等について一部簡素化することになりました。つきましては、以下にご留意の上、引き続き適切な飼養管理の徹底と出荷調整にご協力をお願いします。

### 主な見直し内容

#### 1. 全戸検査済み証明書の有効期限が延長されます

○適切な飼養管理を県が確認した農家は、全戸検査済み証明書の期限が「3ヶ月」から「12ヶ月」へ延長されます

##### 【延長に必要な手続き】

- ①全戸検査申込時に「牛の出荷に関する飼養管理状況調査票」を提出
- ②毎回の出荷計画書に適切な飼養管理の確認を記入（第3者によるチェック）

#### 2. 全戸検査済み証明書の更新時期の制限を解除します

○全ての農家について、全戸検査済み証明書の更新時期を「有効期限の30日前～」から、有効期限内でいつでも更新できるように変更します

※ただし、12ヶ月の延長を希望する場合は、有効期限までの日数に関わらず、全戸検査申込時に「牛の出荷に関する飼養管理状況調査票」の提出が必要です。

#### 3. 今後調整予定：県外出荷時の全戸検査済み証明書添付省略について

現在、県外と畜場に出荷する際には毎回「全戸検査済み証明書」の添付が必要ですが、今回の見直しで「と畜場と協議の上、全戸検査済み証明書の添付省略が可能」となりました。

今後協議を行い、省略が可能となったと畜場については、改めてお知らせします。

# 手続きの変更について

		これまでの手続き	見直し後の手続き (11月4日～)
出荷農家	飼料生産等	<input type="checkbox"/> 除染の実施 <input type="checkbox"/> 土壌・落ち葉混入防止 <input type="checkbox"/> 刈り取り高の確保 <input type="checkbox"/> 自給飼料の適切な保管（給与できない汚染飼料の隔離）	
	飼養管理	<input type="checkbox"/> 飼料の放射性セシウム濃度の把握（給与前検査の受検） <input type="checkbox"/> 放射性セシウム濃度に応じた給与量の厳守（団体等が作成した牧草等の給与目標や給与診断等） <input type="checkbox"/> 給与飼料・給与量の記帳	
	出荷の判断	<input type="checkbox"/> 出荷牛の選定（出荷牛の種類は何か） <input type="checkbox"/> 給与飼料の確認（牧草等の放射性セシウム濃度・給与量は適切か）	
	出荷申込	<input type="checkbox"/> 出荷団体・家畜商への連絡	
	全戸検査申込	<input type="checkbox"/> 前回から3ヶ月以内に申込（3ヶ月を超えた場合は県内だと畜・検査）	<input type="checkbox"/> 前回から12ヶ月以内に申込（12ヶ月を超えた場合は県内だと畜・検査）
出荷団体	出荷調整	<input type="checkbox"/> 検査申込書・出荷計画書の作成	<input type="checkbox"/> 検査申込書・出荷計画書の作成 <u>（飼養管理確認欄にチェック）</u> <input type="checkbox"/> 全戸検査を希望する場合は「牛の出荷に関する飼養管理状況調査票」を作成
		<input type="checkbox"/> 牛の確認、飼料給与状況の確認（疑義が生じた場合は農振に相談） <input type="checkbox"/> 検査申込書・出荷計画書の取りまとめ団体への送付	
取りまとめ団体	取りまとめ	<input type="checkbox"/> 取りまとめ後、畜産振興課への送付 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">と畜日の14日前まで</div>	
畜産振興課	連絡調整	<input type="checkbox"/> 各団体からの検査申込書・出荷計画書の取りまとめ、確認 <input type="checkbox"/> 各と畜場・自治体への連絡	